

(※1)資格要件

重度訪問介護	① 介護福祉士、看護師、准看護師
	② 実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者
	③ 居宅介護従業者養成研修(訪問介護員養成研修)1級又は2級課程修了者
	④ 居宅介護職員初任者研修(介護職員初任者研修)修了者
同行援護	①同行援護従業者養成研修一般課程修了者(※2)
	次の(イ)の要件を満たす者であつて、かつ、(ロ)の要件を満たすもの
	(イ) 重度訪問介護事業者の資格要件を満たすもの
	(ロ) 視覚障がい等を有する身体障がい者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した者
	③国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
	<p>(※2)</p> <p>次の研修を、同行援護従業者養成研修(一般課程)に相当するものとして扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドヘルパー養成研修 <ul style="list-style-type: none"> 平成2年度から平成8年度まで都道府県又は指定都市が実施したもの ・ガイドヘルパー養成研修(視覚障害者課程) <ul style="list-style-type: none"> ガイドヘルパー養成研修実施要綱(平成9年5月23日付け障障第90号)に基づき都道府県、指定都市又は中核市が実施したもの ・視覚障害者移動介護従業者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> 廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)」第3号に掲げるもの ・視覚障害者外出介護従業者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> 廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号)」第3号に掲げるもの ・大阪府移動支援従業者養成研修(視覚障害課程) <ul style="list-style-type: none"> 大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき市町村又は指定研修事業者が実施したもの ・大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修
行動援護	2. 従業者の要件:次の(ハ)または(ニ)に該当するもの
	(ハ) 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であつて、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務(入浴、排泄、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事)に1年かつ180日以上に従事経験を有するもの。
	(ニ) 居宅介護従業者(下記参照)の要件を満たす者であつて、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務(入浴、排泄、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事)に2年かつ360日以上に従事経験を有するもの。

※(ニ)については令和6年(2024年)3月31日までの経過措置